

第3回山形大学セクシュアル・ハラスメント緊急対策協議会議事概要

平成17年1月25日(火)

14時～15時45分

事務局第1会議室

出席者

沼澤 誠(議長)	山形大学学生担当理事
泉 多恵子	" 工学部教授
伊藤 美代子	編集発行人(ほいづん社)
北野 通世	山形大学人文学部教授
末廣 晃二	山形大学教育学部附属教育実践総合センター教授
清家 孝行	" 総務部長
高木 直	" 教育学部教授
竹内 輝博	医師(山形県医師会副会長)
浜田 敏	弁護士(山形県弁護士会)
山口 一郎	山形大学保健管理センター所長

列席者

人事課課長補佐(総括)、人事課課長補佐(労務・安全)、労務係長

議 事

1 後任議長の選任について

学長から、本協議会の議長をしていた池田理事が1月1日付で異動になったことから、本協議会をスムーズに進めていくために、沼澤理事を後任の議長とさせていただきたい旨提案があり了承された。

続いて、沼澤理事から挨拶があった。

2 今後の防止策について

議長から、前回の議事概要をホームページに掲載している旨報告があり、了承された。

続いて、工学部事案について、資料2「今後の防止策を講ずるための整理メモ」として整理したのでご覧いただきたい旨説明の後、今後の防止策について次の意見交換があった。

○：今回は、相談のあり方、処分等のあり方、啓発のあり方について、議論いただくことになっているが、前2回に議論があったことも含めて、3点に絞らず防止対策について議論願いたい。工学部から防止対策委員会で検討した資料が届いたので、まず工学部の

意見としてご覧いただきたい。

○：工学部では、現在の規則に問題があるということから、最初は、緊急対策協議会の流れを待って変えていく予定であった。しかし、3月に提案書が提出され、その後全学で議論が始まるということなので、その間の規則をどうするかということになり、工学部の防止対策委員会で議論し、検討を行った。3部の資料（工学部におけるキャンパス・ハラスメント対応流れ線図、防止等に関する規則改正（案）、防止等に関する規則の運用について（案））が配布されている。もちろん全学の規則が決まれば、すり合わせることになるものです。簡単に説明すると、速報ルート、調停委員会、ケア組織が新たに設けられております。

○：これについては、参考にさせていただきたい。

○：今回の問題に絡んで情報開示の請求があり、今まで公表されなかったものまで公表されたため、突然に山形大学でたくさんのセクハラが起こったような印象を与えてしまったが、本学の公表基準により訓告等については、公表してこなかったものである。これまでは、その処理においてさほど大きな問題点はなかったと考えていたが、現在の規則を根本的に改正する必要があるかどうか伺いたい。

○：これまでの公表基準は、処分の観点から見た行為の重さによって公表してきたものである。懲戒は公表する、懲戒にあたらない処分は公表しないということにしているため、訓告については公表されなかったものである。

問題は、社会ではそう見ていない。社会は処分の観点から見た重さとは関係なく、大学に関わる事柄として重大な問題かどうかということである。教育機関としてセクハラは非常に重大な問題である。それが大学の判断で公表しなかったのは、良くないということである。今後、公表の問題を考えると、対外的な意味を含めて考えることが必要である。例えば、懲戒に関わらない問題として、入試に関わる事柄とか、教育に関わる事柄については、かなり細かいことまで公表してきた。そういう観点から見れば、セクハラは、学生が関わっていれば教育に関することになるから、見直すことも必要だと思われる。

○：話の力点を公開のあり方ということと受け取られたようだが、私が申したかったのは、規則の作りの問題として大きな難点があったのかどうか。これまで関わってきたものは、規則に則ってきちんと処理され、必要なものは公表基準に添って公表してきた。規則の解釈上、大きな問題点があったとは考えていなかったことから、現在の規則に難点があるのか判断を伺いたいとのことであった。

○：公表基準の処分という観点で決めてきたものについては、変えるときであると思う。

○：規則自体はかなり整備されていても、機能していないのが問題であると思われる。

○：今回、工学部から提案のあった、調停委員会の調停とはどういうことなのか。

○：ケースバイケースであるが、調停ということについて他の大学では配慮している。

○：調停委員会とはどういうことをやるのか。

○：訴えの内容にもよるが、本人との話し合いで解決し、調査委員会で調査しなくともいい事案もあると思われる。どういうセクハラ事案が発生するかはケースバイケースである。被害者本人が上に上げたくないとか、本人が自分の状態を知ってもらって、こうして欲しいというものについては調停でもいいと思われる。本人の希望に添って事を進め

るしかない。本人が嫌がるのに公表するとか、上に上げるとかには持って行けない。必ずしも調査委員会が立ち上がる事案ばかりではないだろうと思われる。そういう点では、調停もあり得ると思う。

- ：調停というものは、対策委員会そのものが果たしていると思っている。対策委員会は、全ての相談があった事案を処分までは持って行くことはしていない。あくまで本人の意思に照らし合わせながら処理をしている。

規則（案）を見て危惧するのは、調停という方法を独立して入れるということは、規則自体は問題がないとしても、その運用が問題になることもあるし、運用する場合に、蓋をしてしまうという危険性もある。したがって、運用するスタンスが非常に重要になってくるとされる。

- ：（対応する組織を）複雑にすれば複雑にするほど、問題の処理が難しくなるという側面もあると思われる。
- ：対策委員会で全て調停の役割を果たせるのか。
- ：対策委員会の委員は決まっているが、調停の機能を果たすときは特別の委員を追加して対応することも可能である。調停委員会を置くことについては、問題がないと思われるが運用の仕方次第だと思われる。
- ：調停委員会が見える形であるということは、意義があると思われる。被害者が訴えたいのだけれども、訴えてしまうと全部委員会に報告されてしまい、公になってしまう。そうなるとなかなか相談しにくいということも聞いている。実際上は行っているこういう委員会の設置が明確にあると、相談によっては、ここまでにして欲しいというような希望が言えて良いのではないか。
- ：その点については考えてもいいと思われる。
- ：こういう委員会を置くか置かないかというよりも、まず相談を受けたときには、いろんな取扱いがあるが、相談者が何を希望しているのかきちんと考え、どのような方法があるかを具体的に説明しなければならない。
- ：どこの大学でも相談員をおいているが、相談員が相談の受け方について習熟していないように思われる。セクハラに対する学内の倫理観を高めていくと同時に、相談員の能力をどうやって高めていくか、そこが問題かもしれない。相談者が調停を望んでいるという話になれば、調停委員会が機能することになる。そのあたりについては、今後、考えていかなければならないと思われる。
- ：工学部の流れ図の中で、学外の人はどこに入る余地があるのか。学内の人達だけでやっていると、見えることも見えなくなってしまうことがあるのではないか。学外の方の考え方等を積極的に取り入れるべきと思われる。また、工学部の場合は女性が2人入ることであるが、工学部では女性が少ないことから、ある意味ではあからさまなアカデミック・ハラスメントではないか。工学部の場合、その辺も考えなくてはならないのではないか。
- ：調停委員会は何をするのかと聞いた趣旨は、規則からわからないからである。わかるように規則化する必要がある。どういう事案についてはどうだとか、どういう話し合いを持つのかとか。規則に盛り込めなかったら細則をつくとか、内容を明らかにしておかないと解釈でどうにでもなってしまう。調停で話し合いをすればいいというような発

想をもたれてしまっただけでは困ることになる。規則を作る場合は、別な解釈の余地が入らないように明確にする必要がある。

○：多くの大学では、セクハラ関係の委員会は全学一本となっている。ところが本学では、それぞれの学部の意思を尊重している。従って今回のような閉鎖的な処理をしてしまったという気がする。全学委員会一本でやるというのは、本学のようなたこ足大学の場合可能なのだろうか、御意見を伺いたい。

○：規則を改正したいが、その規則が皆さんの意見に添うかどうか確認しているのか。一つ一つについて意見があるが、次から次へと話題が変わっている。問題は、本学内に良き相談員がいるかどうか、一つはそれが大きな問題であると思われる。信頼に値する相談員がいるかどうか。もしなければ、外部の方に頼むべきでなかろうか。規則そのものは、いかに良い規則を作ろうとも、解釈の違いによって異なることが生じることから、扱う人の問題によるであろうと思われる。

今後の防止策については、相談のあり方、処分等の公表のあり方等となっているが、今話題にしているのはそれ以前の問題なのか。工学部で作成した規則の改正（案）の内容について議論するのか。

○：今後の防止策の3点について議論することになっているが、前2回の議論が引き継がれてきたため、何処かに焦点を絞って議論をするということではなく、フリートーカーにってしまった。議論の方向を修正し、前回から引き継がれた、第3回の検討事項（相談のあり方、処分等の公表のあり方、啓発のあり方）に焦点を絞って御議論をお願いしたい。

相談のあり方については、これまでの議論の中で外部に相談できるようなシステムを作った方がよいのではないかと考えていたが御意見を伺いたい。

○：学内に信頼に値する機構があるならば、その方がいいだろうと思われる。今までの経緯から考えると、学内で信頼に値する組織が作れるかどうかはなはだ疑問である。

○：疑問だと思われる点を伺いたい。

○：言葉が過ぎるかもしれないが、資料2によると弁護士に相談しているとはあるが、隠蔽したいという潜在的な欲求が現れているのではないか。

○：この議論については、ぶり返すことは考えていない。

○：工学部の1事案、2事案について、議論を繰り返すつもりがないというのであれば、それでもいいと思うが、事はそこに発生している。その処分の仕方については、誰に責任があるかということはさておき、間違っていたと思う。そのことを踏まえて検討する必要があるのではないか。

○：信頼のおける相談体制になっているかという指摘であるが、今回の工学部の調査はかなり迅速に精力的に行っている。その先に問題があったのであり、本学の相談システムそのものは機能していたと思われる。しかし、重大なセクハラ問題が起こった場合を想定して相談員を選任しているかという点については疑問が残る。

○：誰が決めているのか。

○：各学部において選任している。各学部において選出の方法が違っていると思うが、例えば、学部長がきちんと責任を持って選任するとか、相談員体制をどうやって整備していくか検討する必要があると思われる。

- ：教育学部では、選挙とかではなく学部長が人選して選任している。
- ：人文学部でも、女性の教員や年齢構成等、相談を受けやすい人を選任している。
- ：工学部も、女性教員の他、カウンセラーや看護師を入れている。
- ：相談のシステムについては、学生等が相談を受けやすいようシステムになっていると思われる。訴えられれば迅速に調査を行っており、ここまでは問題はないと思われる。学外に相談のシステムを置くことについても、積極的に考えてもいいと思われる。
- ：設置している大学もある。他に、専門家の方を独立に置いて、学部に関与しないようにし、セクハラに関してのみ専門家に依頼しているところもある。必ずしも学外にあっていいかというと、簡単には答えられない。これまで問題のあったケースにおいては、学部の中でも相談者はしやすかったと思われる。学部で嫌だと思ったときには、保健管理センターのカウンセラーに相談に行ったケースもある。学部の他にカウンセリングでできるのであれば、それでもいいと思われる。
- ：学内の人達だけでは、やや甘くなるのではないかとも思われる。
- ：学内でどうやってきたのか、細かいところはわからないが、工学部の2つの事案を見ると、危機意識というか、とんでもないことをやった教員がいるという認識が乏しいと思わざるを得ない。あれだけのセクハラがあっても、何ヶ月も上に上がっていかないということは考えられないことである。相談員や対策委員会の委員が、学長に直ちに報告し、速やかに何らかの対応をするという危機意識がなかったのか。
- ：外の目がないと、内部の常識だけで処理してしまうと思われるので、学外相談窓口も必要と思う。外部の目が入らないのはおかしいと思うのと、相談者として任命された人が、やりがいをもってできる環境になっているか。嫌々やっている相談窓口では、困ると思う。
- ：大学という組織の中で、任務を与えられれば、やりにくい仕事であってもきちんと遂行するのが我々の立場である。
- ：本学の各キャンパスには、女性のカウンセラーが配置されており、相談を受けるという仕事に携わっている。本学のカウンセラーの層の厚さというのは、全国に誇れるものと思われる。引っ込み思案で性格的にも難しい、精神的に不安定な学生を学内で指導できるようになってきたのは、相談員として十分機能しているということの表れであると思っている。相談員レベルでは、あえて学外においたとしても、学生がそこに行くとは思えない。そういうルールがあるということは、一つの選択肢としてはいいと思うが、学内で十分対応できる体制になっていると思う。
- ：人文学部の事例では、2件とも先に保健管理センターに相談しており、その後、学部には連絡があった。学部の外に置くことは必要であるが、その点については、保健管理センターがその機能を果たしている。
問題は相談をどうするかということと、相談員のレベルだけでなく学部としてきちんと処理するというを示さなければならない。学部から対策委員が出て信頼を得ることである。そうすると事案の処理は、半分以上終わった状態となる。それをいかに速く形成することであり、対策委員は大車輪で動かなくてはならない。そのペースに外部の方に入ってもらうことは不可能である。
- ：そうすると、相談の持ちかけ先を外部に設定するというよりも、学内で問題をきちんと

と処理していく過程で、学外の方の意見が反映できるようなシステムが作れるかどうか
が重要であると考えられる。

- ：学外とは、他学部を含めたことなのか、学部外ということなのか。
 - ：山形大学以外ということである。ただし、学部が多くあるため、学部の中で処理する
時にと考えるのか。または、全学防止委員会の規則により、学部で起こったことは、必
ず2段階で全学委員会に報告が上がるようになっていることから、全学委員会のとこ
ろにそうした意見が入るようなシステムを作るかどうかは、一つの焦点である。
 - ：電話だけでも、外部に相談できる窓口を設置することは、可能であると思われる。
 - ：セクハラばかりでなく、精神上的の悩みとか、学生からの相談事がものすごく多くなっ
ているが、そうした受け皿となるとときに、例えば、大学の中では相談しにくい問題を抱
えている学生がいるのかどうか、これまでの相談の中から調べてみる必要があると思わ
れる。
 - ：学内の相談員としては、学部で選任した相談員、保健管理センターのカウンセラーが
いる。学外の相談員ということで考えれば、法律の専門家や外部の相談機関が考えられ
るが、組織を作ることと、学内で発生した事案をどう対処するかという運用上の問題を
分けて考える必要があると思われる。
 - ：企業の場合、クレームをつけたいとか、コンプライアンスに関して訴えたいという場
合、社内とか企業内の機関に名前を明らかにして申し出るというのは、相当抵抗がある。
後から不利益な扱いを受けるとか、会社寄りの解決をされるのではないかと、いろん
な心配があるからである。従って、企業外に第三者機関を設け、顕名で相談あるいは訴
えることができるようにし、その機関が上に上げる場合は、名前を明らかにしないよう
にしているところがある。
- 大学の特殊性は、相談者が学生であるということであり、学生の訴えを聞くと言うこ
とである。セクハラに関して言えば、聞く側の資質の問題があると思われる。したがっ
て、学内に良い相談員が得られるかということである。現状では、費用対効果をあわせ
考えると学内に置いた方がいいと思われる。
- ：今後の課題として考えさせて欲しい。基本的には、学部の学生は学部の相談員に行く
か、保健管理センターのカウンセラーに行くことになっているが、どちらにも相談しに
くいということがああるかもしれない。そうした場合については、全学共通の相談機関を
設置し、きちんとした責任者を決めて、電話やファックス等で訴えかけられるようなシ
ステムを考えることも必要かもしれない。本日議論していただいた意見を参考にして、
次回に何らかの提案をさせていただきたい。
 - ：もう一つ提案があるのだが、学内だけでなく、労働局の雇用機会均等室など電話をか
けようと思えばホットラインはいくらでもある。そういうところと内部の窓口とで（セ
クハラが）で起こったときに、どれだけ想像力を持って連携できるかを考えて行って
いただきたい。
 - ：そのことに関して、今言われたことは学内の規約、組織として行う部分と、連携する
というネットという部分があると思われるので、今必要と思われるいろいろな人の力を
借りるというネットワークの提携ができるかということはこの機会に是非考えていた
だきたい。セクハラに関して言えば「被害者相談」があり、福祉関係になるドメスティッ

- クバイオレンスでも専門の機関があり、また、男女共同参画関係でも県と市にある。
- ：信州大学でも「相談窓口」として学外の公的機関をもうけているところもある。今言われたネットワークにあたるものである。
- ：次に、「処分等の公表のあり方」についてですが、現行では懲戒に相当する場合以上に関して記者会見等で公表しているが、公表の基準、公表のあり方、また、氏名の公表等についてどのような改善事項があるか、ご意見をいただきたい。
- ：セクハラに関しての認識をどう持つかということであるが、セクハラというのは大きな問題であるので、最近では就業規則等では必ず懲戒の対象とすることはもちろん、重い場合には懲戒解雇の対象にするなどしている。特に（大学の場合）学生に対するセクハラという重要性を考えるとときわめて重い処分に値するんだという共通認識をする必要があると思われる。その上で公表するということは、被害者のプライバシーに最大限考慮しなければならないが、再発防止のため、また被害者の名誉を回復するためにも公表していくことを前向きに考えるべきであろうと考える。
- ：それは、「訓告」とか「嚴重注意」を含めてでしょうか。
- ：教員が学生に対してセクハラ行為をし、そのセクハラを認定して訓告で終わるということはまずないのではないか。
- ：異論がある。セクハラの実義では言葉によるハラスメントも対象とするとあるので、そういったものまでも含めて対象とするのはいかがなものかと考える。
- ：なるほど、私はセクハラの実義を狭義の意味で考えていたかもしれない。
- ：それでも、国立大学の処分には一定の基準があり、山形大学もそれに従って行っているわけであるが、国立大学の基準というのは、例えば平成12年3月31日の人事院事務総長の通知によると「行為に及んだ場合」は免職又は停職、「言葉でも反復、継続した場合」は免職又は停職、「反復、継続していない場合」でも減給又は戒告という基準を打ち出しており、今までこの基準よりは甘かったという面もあったと思われる。しかし、それでもなお、繰り返さなくても言葉だけの場合、減給又は戒告に常に全てがあてはまるかというところでもない部分が出てくる。そうするとやはり懲戒処分に該当しないものもあると思われる。そうしたときには懲戒を公表し、訓告を公表しないというのは、どうも説得性が弱くなるので、公表基準を変える必要があるのではないかと考える。
- ：私は、訓告とか嚴重注意まで公表するとした方がよいと考えている。今、セクハラに対しては厳しくなっているので、従来我々が考えていた処分の基準にも若干の見直しをかける必要があると思われる。また、公表のやり方であるが、今までは起こったときに行っているが、ある時期を決めて山形大学ではこの1年こういうことがありましたという具合に行った方がよいのではないか。
- ：処分の量定については、年々事案ごとに厳しくなっている傾向にあるので、その点からも抑制効果は大事であるし、本学の公表基準も今までは他大学と横並びでやってきており、遜色はなかったわけであるが、これだけ多くのことが出た以上は、山形大学は何か改善したんだと見ていただくためには改善する努力が必要と思われる。
- ：工学部としては、委員会がまだ決めたわけではないが、学部長の考え方として、ホームページに「・・・できるだけ加害者の氏名を公表」と出している。抑止効果を期待してのことである。最近の流れとして、氏名の公表等が議論され始めており、最近の新聞

報道でも宮城県の教育委員会が氏名まで公表する方向であるという記事があった。それらも抑止効果を高めたいと考えているためだと思う。

- ：その点が非常に気になるところである。氏名の公表となると場合によっては裁判と言うことにもなるのではないかと考えるが、加害者のプライバシーも基本的には守らなければならないと思われるのでどうすべきなのか難しい問題である。
- ：いろいろなことを考慮する必要がある。軽い処分の場合に氏名まで公表してしまえば社会的、あるいは学内的に学生たちからも葬り去られることになる。また、被害者の意向も考慮しなければならない。そのため、軽い事案まで氏名を公表する点については十分議論する必要があると思われる。
- ：仮に懲戒解雇までした事案についてはどうなのだろう。
- ：被害者の特定という危険性がなければ、公表しても問題はないと思われるが、いま言われていることは、例えば厳しく見積もっても訓告程度のものであって、それを氏名公表した時に、それが教員であつたら学生全体からスポイルされ、教育者としての機能が果たされなくなる危険性など、やはり個々の事案により、公表の仕方を考えていかなければならないものとする。
- ：訓告以下の事例まで氏名を公表するかについてであるが、セクハラは基本的には被害者側がセクハラだと思った段階でセクハラを受けたとなるわけで、もし教員から不適切な発言があつた場合に、ある学生がその発言はセクハラであると訴え認定されれば加害者になり、別にこの人よりもう少しひどい発言があつても訴えられなければ収まってしまうということもありえる。それを一概に氏名公表というところまで行くことが妥当かどうかは疑問である。こういった場合には、厳重注意なりをして、もう一度繰り返した場合には公表とすることなどを考えた方がいいのではないか。
- ：軽い段階であることに限らず、相談があつたときに相談者が何を望み、何をしてほしくないか。学生がこの先生に注意をしてくださいという程度で止める場合もある。これは相談への対応も関係してくるが、処理の仕方、事案の性質といったいろいろなものがあるので、公表に関しては懲戒を軸としながらもどこまで広げるかという限界でとどめるべきで、全ての事案を公表するのは、個々の事案をうまく処理していくのに、プラスにはならない。
- ：処分に至らず注意で止まるような場合では、被害者と加害者の両者の関係を修復しないと、教育環境は改善しない。修復するというプロセスは全ての場合も必要である。それをきちっとやることである。
- ：無自覚に、無意識にセクハラをしているという性格は、死ぬまで治らないということがあると思われる。どんなに軽いものでも、そんなつもりではなかったというものが一番癖が悪いものである事を考えれば、イエローカード、レッドカードもあり得ると思う。運転免許みたいに研修を義務づけるとか、厳しくすべきであると思う。
- ：クレームがあつた場合、その教員に対してクレームが届いているので注意してくださいと指導する人はいるのか。
- ：人文学部では、厳しく指導している。環境型ハラスメントということで、直接の行為の対象となった学生ではなく、見ていた学生からクレームが来ることもある。人文学部では、教授会で全て処理している。

- ：あまりにも厳しくすると、日頃の人間関係がぎくしゃくしてしまうのではないか。軽く声をかけたくとも、セクハラといわれる可能性があるため、遠くにいるという場合も出てくるのではないか。日頃、怨念を持ち、憎悪感をもっていれば、恣意的にセクハラ行為を及ぼさせて訴え、不利な立場にさせるということもあるのではないか。そういったことまで触発させるような事があっては、かえって職場の環境を悪くしてしまうのではないか。
- ：そういう懸念がないわけではない。似たような事例もあったと思われる。
- ：大学の場合、アカデミック・ハラスメントということで、表裏一体の状態が多い。日頃から、あの教員よろしくないと思っている傾向もある。陥れるというような意図が感じられる場合は、調査委員会がかなり真剣に調査しなくてはならない。
- ：これまでの議論をとりまとめ、処分等の公表のあり方についても、次回の時に提案をさせていただきたい。
啓発のあり方についてですが、工学部では一生懸命に啓発活動を行っているが、講演会や研修会にあまり集まらない状況である。
- ：問題のある方は、出席していない。
- ：教職員ばかりでなく、学生の教育も必要であると思われが、学生教育となるとこれまではほとんど行ってきていないように思われる。学期が始まる時、オリエンテーションを行っているが、勉強の仕方及び生活指導が中心になっている。
- ：教育学部では、全学年及び大学院生に対してパンフレットを配布し、防止に努めるよう解説をしている。
- ：教員に対する啓発活動は、半ば強制的にやるべきと思われる。教授会の後で行うことも考えられる。
- ：浸透力は弱いと思われる。浸透力の弱さがどこにあるかということ、セクハラがどういうことなのか頭の中では分かっているが、自己の行為に当てはめていないということが問題である。自己の行為に当てはめ、自己抑制をかけるようなやり方をやらないといけない。今までの講演会等では、効果があったのかどうか疑問がある。
- ：企業研修では、具体的なケースを与えてディスカッションをしている。
- ：幸か不幸か、本件によって工学部ではかなりな問題でしょう。学生の運動もあったようですし、セクハラを考える会も動いているようです。相当な反面教師になっているのではないか。
- ：絶えざる研修が必要と思われることから、教授会へ問題提起したいと思う。そこで毎年1回、セクハラの定義及び具体的な事例等を説明することにしてはどうだろう。工学部等では実施しているが、相談窓口等を記載しているリーフレットを作成し、全学生に配布することを検討したい。
- ：本学のセクハラに関するホームページも見直す必要がある。大分大学では、規則だけでなく、「イコール・パートナーシップ推進に関するガイドライン」をホームページに掲載して、具体的な内容を示している。
- ：本学でも是非作成して、全学に周知することとしたい。
- ：研修会に出てこない人に対しては、義務化することも必要と思われる。セクハラ関する自分の位置を客観的に知るために、チェックリスト等を作成して実施して欲しい。男

女共同参画センターに参考資料があるので、全員にやって欲しい。

- ：相談のあり方、処分等の公表、啓発のあり方については、一応議論していただいたということで、もう一つ問題提起させていただきたい。

全学の防止委員会は、基本的に調査機関であるが、この委員会に処分に関わるような機能を持たせるかどうか、議論いただきたい。

本学の場合、教員の処分は教育研究評議会で審議し学長が処分することとなっているため、防止委員会は処分機能を持つことができない。但し、実態を詳しく調査するのは、例えば、工学部の場合は調査委員会であることから、このケースは全国の事例に照らし合わせると、どの程度にあたるとかを進言できるような程度には、処分と関わってもいいのではないかと思われる。人文学部では、学部の委員会が訓告相当に値するというような意見をつけたことがあった。全学の委員会にそうした機能を付与させてもいいのではないかと思われる。

- ：セクハラ被害というものは、窃盗と違い客観的に固定したものではない。被害者がどういう深刻な事態が発生したかということである。そこを報告書だけで、評議会であるとか、処分に関する委員会であるとかが処分に関して判断することになる。そこがうまく判断できるというのは、望まれていない面もあると思う。そういった意味では、実際に処分の手続きの中で、独立した機能を持つのは難しいと考えるが、意見を付すぐらいのことは考えてもいいと思われる。

- ：そういったことも考えてみる必要があると思われる。

次に、議長から、平成16年11月11日付けの学長声明に対して「セクハラ問題を考える会」から要請書が届いており、この対応については学長の意向を聞きながら行っていきたいと考えているが、学長が、どういう立場でどういう対応をされたかということ、議長の責任で参考資料として整理したのでご覧いただきたい旨説明があった。

続いて、議長から、本日の午前中、「セクハラ問題を考える会」から、12月10日開催の第2回議事概要において、「委員会としては4月20日には報告書を学部長に報告している。」(P4、25)と発言している内容について質問があったことから、確認したい旨発言があった。

委員に確認した結果、調査委員会として防止対策委員会に提出した報告書は、そのまま学部長に上がっていると委員が思い込んでいたための発言であることが確認された。

3 その他

(1) 今後の協議会での協議事項について

議長から、第4回の会議においては、今回の議論を集約して、まとめ案を準備するので、それをもとにして協議していただきたい旨発言があり、了承された。

(2) 次回開催日について

次回の開催日については、2月18日(金)に開催することとなった。

(3) その他

本日、工学部から提供があった資料（工学部におけるキャンパス・ハラスメント対応流れ線図、防止等に関する規則改正（案）、防止等に関する規則の運用について（案））については、議論の途中であることから、ホームページには掲載しないことが了承された。

(配付資料)

資料 1：第2回（12月10日）緊急対策協議会における意見のポイント

資料 2：今後の防止策を講ずるための整理メモ

資料 3-1：新潟大学 「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」

資料 3-2：信州大学 「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」

資料 3-3：金沢大学 「ハラスメント防止等に関する規程」

資料 3-4：島根大学 「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則」

資料 3-5：大分大学 「イコール・パートナーシップの推進及びセクシュアル・ハラスメント等の防止・対策に関する規則」

資料 3-6：京都産業大学 「セクシュアル・ハラスメントの防止及び対応ガイドライン」

参考資料：「セクハラ問題を考える会」の学長に対する意見表明について